

# 年金だより

市民課 国民年金係 ☎973-5498

## 国民年金保険料の納め忘れがある皆さまへ

平成24年10月～平成27年9月までに限り  
納付可能期間が10年に延長されています。

### 後納制度について

これまでは、国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると保険料を納めることができずでしたが、平成24年の10月から平成27年9月までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができ、期間が10年に延長（「後納制度」といいます）されています。

過去10年以内の保険料を納めていただくことで、将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることができず。

### よくある質問Q&A

#### Q1 10年前の保険料が払えるの？

A1 国民年金に加入していた期間で、納付済・免除期間を除き時効となった10年以内の期間の納付ができるようになっています。

したがって、平成26年8月時点では、  
平成16年8月分以降の納められなかつ

た保険料を納めることができます。

なお、時効になっていない2年以内の期間について、保険料の滞納がある場合には、併せて納付していただきすようお願いいたします。

#### Q2 当時の保険料額のまま支払えるの？

A2 お申込みいただいた年度から起算して3年度目以降に保険料をお支払いいただく場合、当時の金額に「加算額」を加えた保険料を納付することになります。

(例) 平成26年度にお申込みの場合、平成23年度分以前の保険料に加算が付きま

#### Q3 現在、老齢基礎年金を受給中であるが、年金額を増額したいので10年遡って保険料を納付できるの？

A3 後納制度は、65歳未満で老齢基礎

年金をお受取りになっていない方が対象になりますので、すでに老齢基礎年金をお受取りになっている方（繰上請求含む）はご利用いただけません。

※65歳以上で年金受給権のない方は一部対象になります。

### 後納制度をご利用いただける方

- ① 20歳以上60歳未満の方
- 10年以内に納め忘れの期間（納付・免除以外）や未加入期間をお持ちの方
- ② 60歳以上65歳未満の方
- ①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間をお持ちの方
- ③ 65歳以上の方

年金受給資格がなく任意加入中の方など

### 後納保険料のお申込みについて

後納保険料を納付するためには、事前にお申し込みをいただき審査させていただきます。ただし、審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。

詳しくは、「国民年金保険料専用ダイヤル」へお問い合わせください。

#### お問い合わせ

『国民年金保険料専用ダイヤル』  
☎0570-011-0500

### 免除期間をお持ちの方へ

「追納」をおすすめします

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除）・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けられた期間は、後納制度をご利用いただけません。

納付を希望する場合は、10年以内の免除期間を納付できる「追納制度」をご利用ください。

これらの保険料免除や納付猶予などを受けた期間については、年金を受け取るために必要な受給資格に算入されませんが、受け取る年金額は全額納付した場合より少なくなります。

このため、これらの期間は10年以内であれば、あとから保険料を納付すること（追納）ができるようになります。将来、受け取る年金額を増額するためにも、追納をおすすめします。

※免除等の承認を受けた3年度目以降に追納すると、当時の保険料に加算額が付きま



#### ◎追納のお申込みは、

市役所国民年金係または、「コザ年金事務所」☎933-3437へご相談ください。